

# 性別による差別等の相談

女性、あるいは、男性であることを理由に不利益な扱いをされた等、性別による差別等により、人権が侵害された場合のご相談をお受けします。まずは、電話でご相談ください。

## 男女の人権相談室 電話 045-862-5063

《受付時間》 木曜・日曜・年末年始を除く毎日 9:00～16:00

月曜のみ 18:00～20:00 も受け付けます（※祝日を除く）

学校（職場、地域）で、**自分の意に反して体を触られ、性的な関係を迫られた。断ったら、根も葉もない噂を流された。**

セクシュアル・ハラスメントの被害を相談したら、「**仕事を続けたいなら、そのくらい我慢したら？**」と言われた。

### ＜相談の一例＞

「**女（男）だから・・・**」と、補助的な仕事しかさせてもらえず、機会を与えてくれない。

公的なパンフレットに、「**男性は仕事、女性は家事**」といった性別に基づく固定観念にとらわれた表現がある。

育児（介護）休業の申請をしたら、上司から「**なぜ男の君が取るのか。女の役目だろう**」と言われた。

### ＜利用の流れ＞

- ①まずは、電話でお問い合わせ、ご相談ください。
- ②そのうえで相談申出を希望される場合は、裏面の「相談申出書」にご記入のうえ、郵送、持参、または、FAX で提出してください。（問い合わせ、相談のみの場合は、相談申出書の提出は不要です。）
- ③担当の専門相談員が、申出内容や解決に向けた希望等をお伺いします。
- ④専門相談員が対応について話し合います。
- ⑤必要に応じて、関係者の協力を得たうえで、調査を行います。また、必要に応じて、人権侵害の改善に向けた要請・指導を行います。

※相談申出は、横浜市内に住所を有する方、市内に在勤・在学する方が申し出ることができます。また、条例による年齢要件のほか、いくつかの要件がありますので、詳しくは電話でお問い合わせください。

### 【相談の流れ】

①電話による相談・問い合わせ

↓ 申出を希望する場合

②相談申出(相談申出書の提出)

↓

③担当専門相談員との面談

↓

④複数の専門相談員による検討

↓ 必要に応じて

⑤関係者への調査、要請・指導

### 【相談申出書提出先】

〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 435-1 (男女共同参画センター横浜内)

男女の人権相談室

電話 045-862-5063 FAX 045-862-4811

## 相談申出書

|                                            |                                                                                                     |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 年 月 日                                   |                                                                                                     |
| (申出先)横浜市長                                  |                                                                                                     |
| 〒                                          |                                                                                                     |
| 住所                                         |                                                                                                     |
| (申出者)氏名                                    |                                                                                                     |
| 生年月日 年 月 日                                 |                                                                                                     |
| 電話番号 ( )                                   |                                                                                                     |
| 横浜市男女共同参画推進条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。 |                                                                                                     |
| 申出の趣旨<br>(解決したいこと)                         |                                                                                                     |
| 申出の内容<br>(紙面が足りない場合には、別紙で添付してください)         | (①いつ ②どこで ③誰から ④どのようなことを)                                                                           |
| 他の機関への<br>相談等の状況                           | <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない<br>(相談している場合は、相談先名及び相談状況を具体的に記入してください) |
| 備考                                         |                                                                                                     |

(注意)1 市外にお住まいで、市内に在勤(在学)する方は、備考欄に会社名(学校名)及びその所在地を記入してください。

2 その他備考欄には、申出に関して配慮を望むこと等を記入してください。

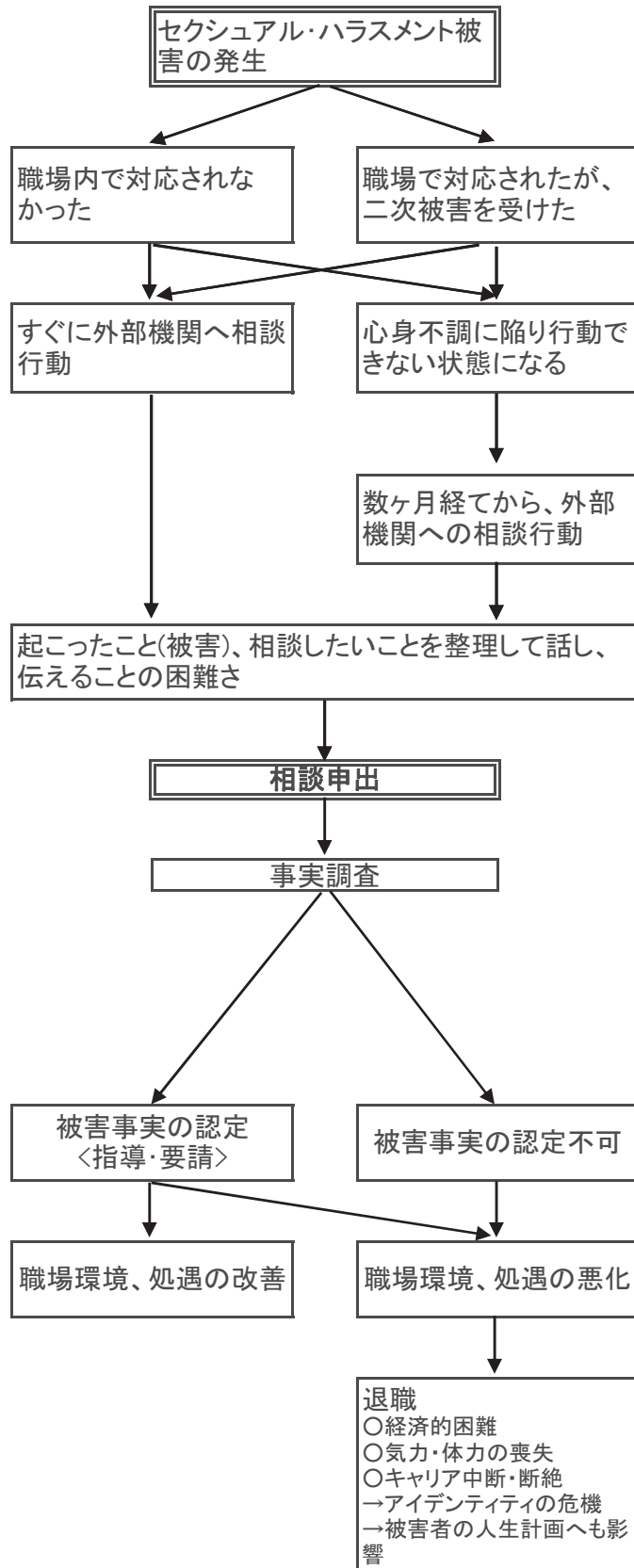
※申出書の書き方等、ご不明な点は、男女の人権相談にお問い合わせください。

※相談申出に関して、男女の人権相談室が申出者及び関係者等から取得した個人情報、男女の人権相談室が適切に管理し、当該申出についての対応以外に使用することはありません。

事務処理欄  
<受付番号>

セクシュアル・ハラスメント被害者が「性別による差別等の相談申出」に至る過程  
～セクシュアル・ハラスメント被害者をめぐる困難状況～

(●被害者の状況 ○関係者の状況)



● 被害を受けたことによる心身へのダメージ

● 被害事実が理解されないことによる精神的苦痛

<時間の経過:1年がボーダーライン>

・被害のショックから相談行動をとるまでには、1年かかることもまれではない

・1年以上経過すると、事実認定の困難さが増す

● 申出に至るまでの困難さ

・電話相談でのまとまらない話  
・申出書の記入が捗らない

<事実調査段階での困難さ>

○ 物証がないことが多い

○ 関係者が行為を認めないことが多い

・行為者が調査協力を拒否

・行為事実を否定

・行為事実を認めても、被害者の同意の存在を主張

○ 密室で行われるため被害者以外の証言者がいないことが多い

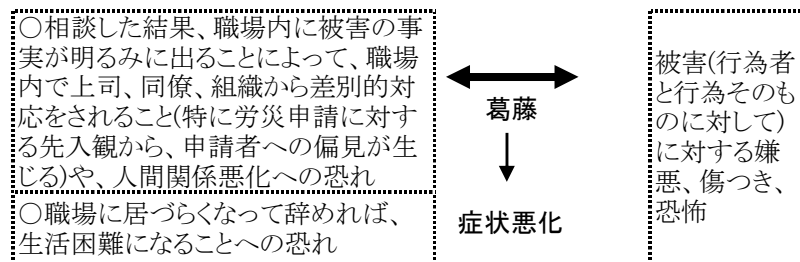
## ■セクハラにより精神障害を発病した被害者が、適切に労災認定されるための問題点や改善点

### 1 セクハラの原因精神障害事案特有の事情

#### (1)被害者の境遇

被害者は、非正規雇用者(契約社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員)、独身者(離婚者含む)、母子家庭であることが多い。これらの被害者は、職業的地位の低さ、収入の低さ、生計を担う上での経済的困難を抱えている。特に、自立生計者、母子家庭の母親はセクハラ被害を受けて仕事を辞めたいと思っても、あるいは通勤が困難になりそうな心理状態にあっても、再就職が難しい社会状況もあり、仕事を辞められない。行為者は、被害者のこのような事情を知った上で、このような事情を抱える人を選んでいることが多く見られる。

#### (2)相談行動に対する躊躇



### 2 セクハラ被害者への相談対応時や、事実関係調査時の留意事項

- ① 被害を特定するために、被害者に対して、日時、場所、立ち位置や動線、行為内容、発言など、仔細に聴取する必要があるが、聴き取りに際しては相手の心理状況に細心の注意をしながら進めなければならない。  
→具体的な情報をもたないまま行為者に聴き取りをした場合、調査者や被害者が、行為者から名誉毀損で訴えられる懸念があるため。  
→その一方で、あまりに細かく聞いたり、繰り返し聞いたりすることで、被害者は責められているような心理状況に陥ったり、被害者が被害を想起して症状悪化したりする恐れがある。
- ② 調査時は、被害者、行為者、関係者すべてのプライバシー保護を配慮し、このことはそれぞれの所属長などにも遵守いただくようにする。
- ③ 聴き取りや結果通知の順番は、必ず最初に被害者、その次に行行為者や関係者の順に行う。  
→行為者と関係者への聴き取り調査は、口裏あわせや証拠隠滅を避けるため、できるだけ同日に行う。

### 3 セクハラの原因精神障害事案の労災認定に関する改善課題

#### (1)「対人関係のトラブル」

○セクハラ被害を対人関係のトラブルとすることには違和感をもつ。セクハラ、特に対価型セクハラに代表されるような行為は、上司、同僚など身近な人からの一方的で突然な被害がほとんどである。対人関係の中でトラブルになる場合には、双方のコンテキストの過程で起こると考えられるが、被害者にとっては、コンテキストの過程とは無関係に一方的に突然である点で対人関係のトラブルに当てはめるには違和感があり、取り返しのつかない重大な事故、災害にも相当するものである考える。

○セクハラ被害の程度によって段階分けが必要ではないかと考える。例えば、比較的軽度と思われる卑猥な図画や誹謗中傷などの環境型セクハラ(ただし、中には重度のケースもあると考えられる)と、対価型セクハラ、中でもレイプに相当するような被害を同列には考えられない。レイプ被害は、女性にとって望まない妊娠や、生命の危機に値するほどの心身へのダメージをもたらす、重大な被害であり、それに見合った被害の認定がされるべきであると考えている。